

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当社協力会組織である福友会と連携し、かつての優良企業表彰をプライム・パートナー表彰、優良職長表彰をディペンダブル・スタッフ（D・S）表彰として制度化しています。特にD・S表彰については、副賞としてインセンティブを設け、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、当社との協力体制をより強固かつ発展性のある連携とすべく活動しております。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省の策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。

取引対価の決定を含め契約にあたっては、元請企業として契約内容の明確化、紛争発生防止および片務性改善の観点から、建設業法をはじめとする関連法令に従い、着手前に書面による下請契約の締結を徹底します。対等な立場で協議を行い、双方が納得する条件に基づく契約の締結に努めます。

②下請代金の支払条件

下請代金の現金払いと手形払の併用にあたっては現金比率を高めるとともに、労務費相当分を現金払いとすることを徹底します。手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払条件等を見直します。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は設立50周年にあたり新たに社員全員が共有するビジョンである「Direction for Relation」をタグラインとして掲げました。このタグラインは「一歩先行く視点で持続可能な未来を拓く」という、先見性と誠実さを大切にする企業姿勢を表しています。

取引先との関係においても、この視点で共に未来に向かって歩む絆をつくりあげ、積み重ねた信頼を基盤に社会課題を柔軟な発想力を持って解決していくパートナーシップ構築を目指して参ります。

2021年12月22日

福田道路株式会社

代表取締役社長 海野 正美